芦屋町ブランド認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、芦屋町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材や優れた技術から生み出された物、町内事業者により生産、製造又は販売され顧客から愛されている物（以下「町産品」という。）を、町が芦屋町のブランド（以下「芦屋町ブランド」という。）として認定し、町内外へその魅力を発信することにより、優良産品の育成をはじめ、本町の認知度向上、観光物産の振興及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（認定基準）

第２条　芦屋町ブランドとして認定する基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

（１）　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）、特許法（昭和３４年法律第１２１号）、商標法（昭和３４年法律第１２７号）、著作権法（昭和４５年法律第４８号）及び不正競争防止法（平成５年法律第４７号）等の関係法令を遵守していること。

（２）　公序良俗に反するものでないこと。

（３）　芦屋町内の事業者により生産された物又は芦屋町産の原材料が含まれた物であること。

（４）　町税等の滞納がないこと。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（認定の申請）

第３条　芦屋町ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芦屋町ブランド認定申請書（様式第１号。以下「認定申請書」という。）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　申請者は、事実と異なった内容等の申請を行ってはならない。

３　芦屋町ブランドの認定にかかる申請期間は、別に定める。

（認定の審査）

第４条　町長は、前条の規定により申請された産品について、第２条の認定基準に基づき認定の可否を決定するものとする。

２　町長は、審査において必要があると認められる場合は、申請者から意見を聞くことができる。

（認定の決定）

第５条　町長は、前条の規定による審査の結果を受けて、第３条の規定により申請された町産品が認定基準に適合しふさわしいと認めたときは、その申請者に対し、芦屋町ブランド審査結果通知書（様式第２号。以下「結果通知書」という。）、芦屋町ブランド認定証書（様式第３号。以下「ブランド認定証書」という。）及びブランド認定マークを交付するものとする。ただし、芦屋町ブランド認定の有効期間は、定めないものとする。

２　町長は、芦屋町ブランドの認定を行わないと決定したときは、申請者に対し、結果通知書により通知するものとする。

（芦屋町ブランド金賞の選定）

第６条　町長は、ブランド認定証書の交付を受けた町産品（以下「認定品」という。）の中から、特に秀でた１品を芦屋町ブランド金賞（以下「金賞」という。）として選定する。

２　町長は、金賞の選定にあたり、芦屋町ブランド金賞選定審査会に諮問し、意見を求めることができる。

３　町長は、金賞に選定された認定品（以下「金賞認定品」という。）の申請者に対して、芦屋町ブランド金賞認定証書（様式第４号）及び金賞のブランドマーク（以下「金賞マーク」という。）を発行し、町内外でのイベント出展の際に積極的に出品するなどして、ＰＲを行うものとする。

４　認定申請書を提出したものは、金賞の審査にも併せて申請したものとする。

５　認定品の中から金賞に適する町産品がないと判断した際には、当該年度の金賞該当なしとする場合がある。

６　前年度からの連続受賞については妨げない。

（金賞の選定基準）

第７条　金賞の選定基準については、別に定める。

　（金賞の表示）

第８条　金賞認定品には、受賞年度入りの金賞マークを表示することができる。

２　金賞マークは、金賞認定品以外に表示してはならない。

　（認定の取消し）

第９条　町長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、芦屋町ブランド及び金賞の認定を取り消すものとする。

（１）　第２条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。

（２）　虚偽の申請により認定を受けたとき。

（３）　認定者の廃業、倒産又は破産等により、当該認定品を生産又は供給できなくなったとき。

（４）　認定者が芦屋町ブランド認定取下げ申出書（様式第５号）により認定の取消しを申し出たとき。

（５）　その他本制度の運用に重大な支障を来たす行為があったとき。

２　町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、芦屋町ブランド認定取消し書（様式第６号）により当該認定者に通知するものとする。

（認定内容の変更）

第１０条　認定者は、認定された内容について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、遅滞なく芦屋町ブランド認定申請事項変更届（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（１）　当該事業所等の名称、住所又は代表者の氏名を変更したとき。

（２）　認定品の規格、形状又はデザインを著しく変更したとき。

（３）　認定基準に適合しない状況に至ったとき。

（４）　その他、変更の必要があると認める事由が生じたとき。

２　町長は、認定内容の変更が認定基準に著しく適合しない等、認定の継続が適当でないと判断したときは、前条の規定を準用して認定を取り消すことができるものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。